

防衛庁訓令第16号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第122条第1項及び第126条の規定に基き、土木工事等の受託及び実施に関する訓令を次のように定める。

昭和30年3月14日

防衛庁長官 大 村 清 一

土木工事等の受託及び実施に関する訓令

改正 昭和31年1月21日庁訓第3号
昭和32年2月27日庁訓第10号
昭和33年9月10日庁訓第88号
昭和35年4月12日庁訓第19号
昭和36年6月12日庁訓第29号
昭和36年8月17日庁訓第49号
昭和36年10月16日庁訓第62号
昭和44年8月15日庁訓第35号
昭和45年5月29日庁訓第20号
昭和56年3月25日庁訓第8号
平成元年3月16日庁訓第23号
平成11年3月19日庁訓第8号
平成19年1月5日庁訓第1号

（目的）

第1条 この訓令は、国、地方公共団体、土地改良区又は港務局の土木工事、通信工事、防疫事業又は輸送事業（以下「土木工事等」という。）で、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「施行令」という。）第122条第2項に定める者（以下「申出者」という。）から申出のあつたものにつき、当該土木工事等が自衛隊の訓練の目的に適合する場合において、その全部又は一部を受託し及び実施するときの手續等について定めることを目的とする。

（土木工事等の受託者）

第2条 施行令第122条第1項の規定により土木工事等の受託及びその実施につき防衛大臣が指定する者（以下「受託者」という。）は、防衛大臣が別に指定する者のほか、それぞれ次の各号に掲げる事業の別に当該各号に掲げる者とする。

（1）土木工事

- ア 方面総監
- イ 師団長
- ウ 旅団長
- エ 混成団長
- オ 陸上自衛隊富士学校長
- カ 陸上自衛隊施設学校長

(2) 通信工事

- ア 方面総監
- イ 師団長
- ウ 旅団長
- エ 混成団長
- オ 通信団長

(3) 防疫事業

- ア 方面総監
- イ 師団長
- ウ 旅団長
- エ 混成団長
- オ 陸上自衛隊衛生学校長
- カ 自衛隊中央病院長

(4) 輸送事業

- ア 方面総監
- イ 師団長
- ウ 旅団長
- エ 混成団長

2 方面総監は、その警備区域内の受託者が行なう土木工事等の受託及び実施について総括するものとする。

3 受託者は、土木工事等の申し出があつた場合、これを受理するとともに、方面総監の定めるところにより、申出者に受託の諾否又は予定を通知するものとする。

(土木工事等の受託の手續)

第3条 受託者(方面総監を除く。)は、施行令第123条の規定に基づく申出の書類を受理し当該土木工事等の受託及び実施を適当と認めるときは、現地の事情を調査し、当該土木工事等が自衛隊の訓練の目的に適合するか否か及び当該土木工事等の遂行に障害があるか否か等についての意見、案内図その他参考となる資料を付して当該警備区域を管轄する方面総監に提出しなければならない。

2 前項の規定は、方面総監が受託者である場合に準用する。

3 方面総監は、第1項の規定に基づき提出された書類を検討し、四半期ごとの受託計画(方面総監が受託者である土木工事等の計画を含む。)を別表第1の様式により作成し、これに意見及び案内図その他参考となる資料を付して当該四半期の始まる前に(止むをえない場合にあつてはそのつど。)陸上幕僚長を通じて防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 方面総監（方面総監が受託者である場合を除く。）は、前項の承認を受けたときは、当該警備区域内の受託者にその旨通達するものとする。
- 5 受託者は、前項の承認の通達を受けたときは（方面総監が受託者である場合は第3項の承認を受けたとき。）当該土木工事等を受託し、及び実施するものとする。
- 6 受託者は、申出のあつた土木工事等のうち、その規模が1,000人・日未満（土木工事にあつては15,000人・日未満）であり、かつ、艦船（携帯用舟艇を除く。）又は航空機を使用しないものである場合は、前各項の規定にかかわらず方面総監の定めるところにより、当該土木工事等を受託し、及び実施することができる。
- 7 防衛大臣は、土木工事等を受託することを必要と認めるときは、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）を通じて当該土木工事等の受託及び実施を方面総監、地方総監、航空総隊司令官等（以下「方面総監等」という。）に通達するものとする。
- 8 前項の通達を受けた方面総監等は、第2条に掲げる受託者又は防衛大臣が指定する者に当該土木工事等を受託し、及び実施させることができる。この場合において受託者は第1項、第2項及び第10項の規定にかかわらず当該土木工事等を受託し、及び実施することができる。
- 9 受託者は、土木工事等を受託する場合においては、次条及び第6条から第8条までに定める事項について、申出者と協定しなければならない。
- 10 方面総監は、土木工事等を受託する場合においてその警備区域外の陸上自衛隊の部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。）の支援又は他の自衛隊の部隊等の支援を必要とするときは、あらかじめ当該部隊等の長の意見を付して防衛大臣の承認を受けなければならない。
- 11 工事規模の算定は、当該工事の実出動人員の延べ人・日に、使用する装備機械類を人・日に換算したものを加えて算定するものとする。装備機械類の人・日換算基準は、別表第2のとおりとする。

（費用の負担方法等）

第4条 施行令第124条に定める土木工事等の実施に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものの負担方法は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）旅費

- イ 第3条第1項の規定に基き現地事情を調査するための旅費等受託者が土木工事等を受託するまでの間において必要とする旅費は、受託者が支払うものとする。
- ロ 土木工事等を受託してからこれを完了し撤収するまでの間において当該土木工事等の実施に必要な旅費（実施に伴つて間接的に必要とする

旅費を含む。)は、申出者において支払うものとする。受託者の訓練計画の都合により部隊等の人員の交代を行う場合に必要な旅費についても、なお同様とする。これらの場合における旅費の支給基準は、受託者の側の例による。

(2) 輸送費等

自衛隊の装備品、宿営用物品等の輸送又は運搬（引揚の場合における輸送又は運搬を含む。）及び装備品のすえつけ又は撤去に要する費用は、申出者において支払うものとし、受託者の訓練計画の都合により、自衛隊の装備品、宿営用物品等の交代を行う場合に必要な輸送費等を含むものとする。

(3) 燃料、事務用品等

受託者の提供する車両、航空機、船舶及び機械類の運転若しくは操作に要する燃料（潤滑油を含む。）又は動力あるいは土木工事等の実施に必要な事務用品等は、受託者が必要のつど、申出者から交付を受けるものとする。

(4) 宿泊施設等

受託者が土木工事等を実施する場合において、宿泊施設等を必要とするときは、申出者がその施設を提供するものとし、当該宿泊施設等を運営するために必要な光熱水料等は、申出者において支払うものとする。ただし、受託者の側の宿泊施設等を利用できる場合は、この限りでない。

(5) 通信費等

受託者が土木工事等を実施するため直接必要な通信費（部内通信に要するものを除く。）は、申出者において支払うものとする。

(6) 諸資材等

土木工事等の実施に必要な諸資材等は、土木工事等を実施する部隊等の長がその希望する時期及び場所において、申出者から交付を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、土木工事等の実施に必要な費用の負担方法に関し必要な事項は、受託者と申出者が相互に協議して定めるものとする。

（土木工事等の実施）

第5条 受託者は、土木工事等を実施するにあたっては、申出者と常に連絡を密にして土木工事等の進ちよく状況、実施上のあい路の打開及び適確な実施につき留意するものとする。

（土木工事等の実施中の損害発生の場合の責任）

第6条 土木工事等の実施中損害が発生した場合においては、その損害があきらかに受託者の責に帰せられる理由によるものと認められるときに限り、受

託者が責任を負うものとする。

(土木工事等の計画の変更)

第7条 土木工事等の実施期間中において申出者の都合により、当該土木工事等の計画を著しく変更する必要がある場合においては、申出者はその理由及び新しい計画の明細等を記した書類を添えて受託者に申し出るものとする。この場合における取扱いについては、第3条の例による。

2 受託者の都合により土木工事等の計画の変更を求める場合又はその他の理由により土木工事等の、計画を変更すべき事情が生じた場合においては、受託者は申出者と協議するものとする。

(土木工事等の引渡)

第8条 受託した土木工事等が完了した場合には、すみやかに、受託者から申出者に引き渡すものとする。

(報告)

第9条 各幕僚長は、各四半期末ごとに事業別にその申出及び受託状況を別表第3の様式により防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、土木工事等の受託及び実施に関し、必要な事項は各幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和30年3月14日から施行する。

附 則 (昭和31年1月21日庁訓第3号)

この訓令は、昭和31年1月26日から施行する。

附 則 (昭和32年2月27日庁訓第10号)

この訓令は、昭和32年2月27日から施行する。

附 則 (昭和33年9月10日庁訓第88号)

この訓令は、昭和33年10月1日から施行する。

附 則 (昭和35年4月12日庁訓第19号)

1 この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。

2 この訓令の施行日において、既に工事実施中のものの取扱い手続については、なお従前の例によるものとする。

附 則 (昭和36年6月12日庁訓第29号)

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則 (昭和36年8月17日庁訓第49号)

この訓令は、昭和36年8月17日から施行する。

附 則 (昭和36年10月16日庁訓第62号)

1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この訓令施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の防衛庁訓令（第1条に規定する訓令を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和44年8月15日庁訓第35号）

この訓令は、昭和44年8月15日から施行する。

附 則（昭和45年5月29日庁訓第20号）

この訓令は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日庁訓第8号）

この訓令は、昭和56年3月25日から施行する。

附 則（平成元年3月16日庁訓第23号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成11年3月19日庁訓第8号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

別表第1（第3条関係）

土木工事等の受託計画 _____年度_____四半期

方 面 隊				
申 出 者				
工 事 又 は 事 業 名 称				
工 事 又 は 事 業 場 所				
工 事 又 は 事 業 内 容				
作 業 期 間				
実 施 部 隊				
増 援 部 隊				
訓 練 課 目				
編 成 装 備 の 概 要				
工 事 又 は 事 業 規 模 （ 人 ・ 日 ）				
申 出 者 負 担 経 費				
請 負 見 積 金 額				
そ の 他 参 考 事 項				

注：(1)用紙はB-4

(2)申出理由、輸送要領、宿泊給養、受託者の整備又は提出書類の各項目中、特異事項はその他参考事項の欄に記入する。

別表第2（第3条関係）

装備機械類換算表

機 械 名	型 式 又 は 容 量	数 量	換 算 人・日	備 考
大 型	ド ー ザ	1 台	80	
中 型	ド ー ザ	1 台	60	
小 型	ド ー ザ	1 台	20	
バ ケ ッ ト	ロ ー ダ 1.7m ³	1 台	50	スノーロータリ 装置時を含む
グ レ ー	ダ 100	1 台	100	刃長3.6m
ス ク レ ー	パ 6m ³	1 台	100	ドーザけん引
ス ク レ ー	パ 9m ³	1 台	140	ドーザけん引
ク ロ ー ラ	ク レ ー ン 10 t	1 台	40	
ト ラ ッ ク	ク レ ー ン 20 t	1 台	60	
油 圧 シ ョ	ベ ル 0.6m ³	1 台	60	
2½ t	ダ ン プ ト ラ ッ ク	1 台	20	
3½ t	ダ ン プ ト ラ ッ ク	1 台	25	
4 t	ダ ン プ ト ラ ッ ク	1 台	30	
7 t	ダ ン プ ト ラ ッ ク	1 台	50	
ロ ー ド	ロ ー ラ 8 t	1 台	50	3～5回転圧
ロ ー ド	ロ ー ラ 10 t	1 台	70	3～5回転圧
シ ー プ フ ー ト	ロ ー ラ 2 胴	1 台	140	トラクタ付
けん引式	タイヤローラ	1 台	100	トラクタ付
自走式	タイヤローラ	1 台	120	
コ ン プ レ ッ	サ 6m ³	1 台	30	
コ ン プ レ ッ	サ 9m ³	1 台	40	
ク ラ ッ シ	ヤ 19m ³	1 台	100	
ミ キ	サ 0.4m ³	1 台	50	
アスファルト	フィニッシャ 国産 ホイール	1 台	15	舗装幅 2.4～3.6m
携 帯 さ く 岩 機	27kg級	1 台	7	

別表第3（第9条関係）

受託状況報告書 _____年度第_____四半期

方面隊	受託者	工事又は事業名称	工事又は事業場所	申出者	実施年月日	人員	日数	工事内容	工事又は事業規模(人・日)	申出者負担金額	請負見積額	実施部隊	使用器材	備考

申出状況報告書 _____年度第_____四半期

方面隊	受託者	工事又は事業名称	工事又は事業場所	工事又は事業内容	申出者	申出理由	申出年月日	実施希望期間	工事又は事業規模(人・日)	受託を不適当と認めた理由	今後の予定又は方針	備考